

「短時間・有期雇用管理者」「機会均等推進責任者」「職業家庭両立推進者」を選任しましょう。

- ★パート・有期雇用労働法では、事業主は常時10人以上のパート・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、パート・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する業務を担当する「短時間・有期雇用管理者」を選任するよう努めなければならないと定めています。
- ★また、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進を図るため、人事労務管理の方針の決定に携わる方を「機会均等推進責任者」として選任いただくようおすすめしています。
- ★育児・介護休業法では、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者として、「職業家庭両立推進者」を選任するよう努めなければならないと定めています。
- ★青森労働局雇用均等室では、事業所の人事労務管理について責任を有する方の選任をお願いしており、選任いただいた方には、各種セミナーのご案内をはじめ必要な情報や資料の提供を行っています。(選任に際し、試験や資格審査はありません。)
- ★選任・変更した場合は、この選任・変更届を青森労働局雇用環境・均等室あて提出してください。

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎
 電話 017-734-4211 FAX 017-777-7696

「短時間・有期雇用管理者」「機会均等推進責任者」「職業家庭両立推進者」の選任・変更届

令和 年 月 日

青 森 労 働 局 長 殿

事業所名		所在地	
代表者職氏名			主な事業内容
常用労働者数	人(うち女性	人)、短時間労働者数	人(うち女性 人)

この度、当事業所では下記の者を短時間・有期雇用管理者・機会均等推進責任者・職業家庭両立推進者として選任・変更いたしますので、報告します。

○短時間・有期雇用管理者(選任・変更)

所属部課	
役職名	(TEL)
ふりがな	
氏名	(男 ・ 女)

○機会均等推進責任者(選任・変更)

所属部課	
役職名	(TEL)
ふりがな	
氏名	(男 ・ 女)

○職業家庭両立推進者(選任・変更)

所属部課	
役職名	(TEL)
ふりがな	
氏名	(男 ・ 女)